

2019年（令和元年）10月28日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2019年（令和元年）5月31日付けで諮問された、「平成30年度行政文書公開請求受理番号69号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成30年10月3日付け審査請求書」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「平成30年度行政文書公開請求受理番号69号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成30年10月3日付け審査請求書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）5月29日付けで行った行政文書公開拒否決定処分については、対象となった文書のうち、2枚目を全て非公開としたことは妥当であるが、1枚目については、「審査請求人の記名捺印」及び「第1項の氏名、住所」の記載部分を除き公開すべきである。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2018年（平成30年）11月5日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「平成30年度行政文書公開請求受理番号69号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成30年10月3日付け審査請求書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年11月16日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈拒否する理由〉

審査請求に係る審査は、特定の行政処分について行うものであることから、

審査請求人から提出される書面には、個人の権利義務に係る内容が記載されません。

また、当該書面は、審査庁に対して不服の内容を訴えるものであり、さらには審査の過程が公開されていないことから、関係者のみが読むことを想定した率直な不服の内容が記載されているものです。

審査請求書の記載内容が、その一部でも行政文書公開請求によって公開されるものであるとすれば、審査請求人に対し、審査請求書への率直な考えの記載はもとより、審査請求そのものを躊躇させ、行政不服審査法の目的である国民の権利利益の救済に支障を及ぼすおそれがあります。

したがって、請求に係る行政文書は、そこに記載された情報が条例第6条第4号に該当するため、公開できません。

- (3) 審査請求人は、同月19日付けで、実施機関に対し、本件処分1の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同月30日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求1について諮問した。
- (5) 審査会は、「公開することによって審査請求制度の適正な遂行に具体的にどのような支障を及ぼすおそれがあるのかについて、実施機関の主張は抽象的であり、法的保護に値する蓋然性を具体的に裏付けるものが何ら示されていない。《中略》情報公開請求に対する実施機関の公開の可否の判断及び処分は、総括的に行うものではなく、個別に判断及び処分すべきものである。」として、2019年（平成31年）3月25日付けで、実施機関が行った本件処分1は不当であると答申した（答申第83号）。
- (6) 審査庁（藤沢市長）は、同年4月8日付けで、審査請求人及び処分庁（藤沢市長）に対し、本件処分1を取り消す旨の裁決を行った。
- (7) 実施機関は、同月22日付けで、条例第11条第3項の規定に基づき、諾否決定のために要する期間の末日を、同日から2019年（令和元年）6月6日に延長した。
- (8) 実施機関は、審査請求人に対し同年5月29日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈拒否する理由〉

本件請求に係る審査請求書は、藤沢市長が行った行政文書公開一部承諾決定処分に不服がある個人が、当該処分に係る審査請求のために作成し、及び

提出したものです。

法令では審査請求書の書式が定められていないことから、当該審査請求書は、請求人がそのすべてについて自身の考えに基づいて作成したものです。よって、同審査請求書に記載された情報は、個人たる請求人の考えが表われたものということになります。

したがって、請求に係る行政文書は、そこに記載された情報が条例第6条第1号に該当するため、公開できません。

- (9) 審査請求人は、同月31日付け、実施機関に対し、本件処分2の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。
- (10) 実施機関は、同日付けで、審査会に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求2について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求2の趣旨

本件審査請求2の趣旨は、審査庁は、処分庁に対して、行政文書公開拒否決定の原処分を取消し、行政文書公開一部承諾決定の裁決を求める、というものである。

(2) 本件審査請求2の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述によると、本件審査請求2の理由は、次のとおりである。

ア 2019年5月29日付け行政文書公開拒否決定通知書（所管課：総務部行政総務課）の拒否する理由では「請求に係る行政文書は、そこに記載された情報が条例第6条第1号に該当するため、公開できません。」とするが、審査請求書の書式が「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とすることは、単に処分庁の主観でしかなく、法的保護に値するとは言えない。実施機関が審査請求書の書式例も示すことなく、審査請求事務を執行していることは行政の適正な運営とはいえない。

イ 今回の実施機関の処分は、「事務の適正性の確保」「議会や住民による監視のための必要な判断材料の提供等」が遵守されておらず不当である。さらに、実施機関は、行政不服審査法第1条第1項「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し（・・・中略・・・）行政の適正な運営を確保することを目的とする」ことを理解せず、情報公開制度を形骸化することは許されない。

ウ 情報公開制度は憲法上の権利で、基本的には公開できるものは全部公開す

るということを実施機関は理解しておらず、実施機関の解釈どおり全てが個人情報であるとすれば、条例第14条の第三者に対する意見書提出の機会の付与等に基づく意見照会を行うべきである。本件請求に係る文書が、個人情報であろうと行政執行情報であろうと、それは単なる理由付けにすぎず、理由の差し替えによる公開拒否決定処分は、いたずらに時間を空費させる行為であり不当である。

市民は、どんな審査請求案件があるのかを知る権利があり、行政監視のための情報としてガバナンスの観点から、実施機関は当該文書を公開すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分2を行った理由は「2事実(8)〈拒否する理由〉」で述べたとおりである。
- (2) 審査請求書は、請求人が審査請求のために作成したもので、同人がそのすべてについて自身の考えに基づいて作成したものである。したがって、氏名、住所及びその主張に関する部分はもとより、その全体が個人たる請求人の考えが表れたものである。さらには、審査請求に係る審査はその過程が公開されていないことから、請求に係る行政文書は、当該文書に係る請求人において市が公開することを認容したものではないと捉えており、条例第6条第1号に該当するため公開できない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「平成30年度行政文書公開請求受理番号69号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成30年10月3日付け審査請求書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分2について

実施機関は、条例第6条第4号該当を理由とする全部公開拒否決定を取消したうえで、あらためて、条例第6条第1号前段の「特定の個人が識別される情報に該当し、また、氏名等の特定の個人を識別することができることと

なる記述等の部分を除いたとしても、文書の書式等を含めそのすべてが作成者の考えがあらわれたものであるから、条例第7条第2項の「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に該当しないと、本件処分2を行った。

(3) 本件処分2の当否について

ア 本件対象文書は行政不服審査法に基づく処分についての審査請求書である。審査請求書に記載しなければならない事項は、行政不服審査法第19条第2項に定められており、「審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所」「審査請求に係る処分の内容」「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」「審査請求の趣旨及び理由」「処分庁の教示の有無及びその内容」「審査請求の年月日」とされているが、定型書式の定めはない。

本件対象文書は2葉からなり、1枚目には上掲の各事項が記載され、一部事項につき「別紙」を引用し、審査請求人の記名捺印がされている。2枚目は「別紙」であり、審査請求人の氏名、住所が再掲され、電話番号も記載されている。

イ 本件対象文書には、上述のとおり、審査請求人の住所、氏名等が記載されており、条例第6条1号前段の「特定の個人が識別される情報」に該当することは明らかである。

ウ そこで、次に、本件対象文書のうち、特定の個人が識別される情報、すなわち、1枚目の審査請求人の記名捺印、「審査請求人の氏名及び住所又は居所」の項の記述、2枚目の審査請求人の氏名、住所、電話番号の記述の部分を除くことにより、条例第7条第2項による部分公開を行うべきであるかにつき検討する。

エ 部分公開の要否については、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」を除いたとしても、他の情報と組み合わせることにより、個人が容易に識別できるか否か（「条例の解釈と運用」）、「個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」か否か、を検討する必要がある。

オ 本件対象文書のうち、ウに記載の各記述を除くことにより、これ以外の記述と、公にされている情報など一般人が容易に入手し得る他の情報とを組み合わせたとしても、特定の個人を識別することができるとは言い難い。

そして、本件対象文書の1枚目は、行政不服審査法第19条第2項に定める記載事項の項建てと項の表題、「審査請求に係る処分の内容」「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」「審査請求の趣旨」「処分庁の教示の

有無及びその内容」「審査請求の年月日」の記載内容は、定型的なものであることから、公開しても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

この点につき、実施機関は、審査請求書について書式等の定めがないことから、文書の書式等を含めて作成者の考えがあらわれたものである旨主張するが、上述のとおり法定の記載事項にしたがった定型的な記載であって、創作性や独自性を有するものとはいえず、この点をもって、公開により個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

これに対し、本件対象文書の2枚目は、審査請求の理由が記載されており、審査請求人が処分の違法不当と考えるところにつき自由に記述するものであり、個人の人格と密接に関係する情報であることから、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないとは断じ得ない。

なお、行政不服審査法第85条は裁決の内容等その他不服申立ての処理状況についての公表に努めなければならない旨を規定するところ、当市においては、答申文全文をウェブ公開する扱いをしており、本件対象文書そのものを公開しないとしても、説明責任に欠けるところはないと解される。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2018. 11. 5	行政文書公開請求受付
11. 16	行政文書公開拒否決定処分（第6条第4号）
11. 19	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
11. 30	実施機関から審査会へ諮問書の提出（諮問第83号）
2019. 3. 25	審査会からの答申（答申第 83 号：実施機関が行った行政文書公開拒否決定処分は不当）
4. 8	審査請求に対する裁決（2018. 11. 16 付けで行った行政文書公開拒否決定処分の取消し）
4. 22	行政文書公開拒否決定期間を2019. 6. 6まで延長
5. 29	行政文書公開拒否決定処分（第6条第1号）
5. 31	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
5. 31	実施機関から審査会へ諮問書の提出（諮問第86号）
6. 17	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 18	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
6. 20	審査請求人から審査会へ意見書及び質問事項の提出
6. 20	審査会から実施機関へ意見書及び質問予定事項の各写しの送付
8. 26	審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
10. 28	答申

第17期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2018年2月1日～2020年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法学部客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者